

総務企画委員会記録  
<第4号>

平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成27年3月13日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成27年 3月13日 金曜日  
 開 会 午前10時13分  
 散 会 午後 5 時53分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 本委員会の所管事務に係る予算事項の調査について（甲第1号議案について）
- 2 乙第48号議案 上告及び上告受理の申立てについて（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	山 内 末 子 さん
副 委 員 長	仲 田 弘 毅 君
委 員	花 城 大 輔 君
委 員	翁 長 政 俊 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	照 屋 大 河 君
委 員	高 嶺 善 伸 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	渡久地 修 君
委 員	當 間 盛 夫 君

委員 大城一馬君  
委員 比嘉瑞己君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	平敷昭人君
財政統括監	前田光幸君
管財課長	照屋敦君

---

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。  
議題の追加についてを議題といたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加及び審査について協議を行った結果、審査日程に議題を追加し、本委員会の所管事務に係る予算事項の調査終了後、審査及び採決を行うことで、意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました追加提出議案乙第48号議案上告及び上告受理の申立てについての審査日程は、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

(以下は、本委員会の所管事務に係る予算事項の調査に係る議案の審査状況であるが、予算特別委員会記録に記載するため、本委員会記録への記載は省略する。)

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部着席)

○山内末子委員長 再会いたします。

次に、乙第48号議案上告及び上告受理の申し立てについてを議題といたします。

なお、ただいまの議案については、本日開催された本会議において本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

それでは、乙第48号議案上告及び上告受理の申し立てについての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 それでは、乙第48号議案上告及び上告受理の申し立てについて御説明いたします。

議案は、別冊の平成27年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その4）にございますが、説明は、お配りしております資料平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

この議案は、沖縄県が管理する所有者不明土地に係る訴訟事件について、平成27年3月5日に第2審判決がありました。この判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理の申し立てをするため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事件の概要としましては、沖縄県が管理する所有者不明土地について、戦前、控訴人らの被相続人が前所有者から売買により取得したとして、被相続人の遺産であることの確認を求めたものであります。

第1審は、県勝訴の判決でありましたが、第2審では原判決が取り消され、被相続人の遺産であることを確認するという県敗訴の判決が言い渡されており

ます。

県としましては、第2審判決について、重大な手続違反等があると考えており、上告及び上告受理の申し立てをしたいと考えております。

なお、上告の内容としましては、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めること。上告受理の申し立ての内容としましては、本件を上告審として受理すること。また、その上告の内容としましては、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めることであります。

以上で、乙第48号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第48号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 第1審、第2審の結審の時期はいつですか。そして、今度上告をしたらいつごろと見ていますか。

○照屋敦管財課長 第1審は平成25年5月31日に提訴が行われ、平成26年9月8日に判決の言い渡しがあり、県が勝訴をしました。次に、第2審は平成27年3月5日に判決の言い渡しがあり、県が敗訴をしております。2週間以内に上告しないといけませんので、追加提案を本日させていただき、19日に間に合うように上告をしたいと考えております。

○具志孝助委員 最高裁判所まで行けばかなり時間を要することになるのですが、その辺は全く問題ないのですか。

○照屋敦管財課長 これまでの所有者不明の土地に係る裁判なのですが、最高裁判所まで行った事例はございません。今までは地方裁判所と高等裁判所まで終わっております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 第2審についての重大な手続違反ですが、大体上告審は憲法裁判と言われるのですが、その重大な手続違反と憲法との関係を説明してください。

○前田光幸財政統括監 第1審、第2審ともに、原告側の証拠書類に売買契約書がございます。この売買契約書が真正なものかどうかについて事実認定で争いがありました。第2審ではこの契約書に書かれている売り主、買い主、そして今回の5筆の土地に関して、売買契約があったと推定できるという認定がされました。しかし、推定するための証拠として用いたのがこの売買契約書、さらには売買契約書が保管されていたとされるすずり箱の状況から、これは本物であろうという推定をしているということなのですが、我々はこれに関しまして県の顧問弁護士や訴訟代理人の意見をそれぞれ伺いました。通常こういった形の証拠を認定する際には、これを補完するための別の物証、例えば印鑑が本物であること、筆跡が本人のものであることなど、そういったものを照らし合わせて初めて事実認定すべきところなのですが、それをしていないといったところで、民事訴訟法第318条の法令解釈に関して誤っているところがあるということなどが我々の考え方になっております。

○吉田勝廣委員 それが民事訴訟法第318条で重大な手続違反をしているということですが、証拠書類というのは、例えば沖縄戦で保管する場所や印鑑、筆跡も全てなくなってしまったということを考えて、第2審ではそういう判決を下したのですか。

○前田光幸財政統括監 私どもに高等裁判所で示された判決文がございますが、そういった記述はございません。

○吉田勝廣委員 そうすると、上告審では憲法との兼ね合いをどうするのかとよく言われていたわけですが、この辺は皆さんの顧問弁護士はどう考えているのですか。要するに、勝訴できる可能性があるから、重大な手続違反として上告に持っていくわけですよ。

○前田光幸財政統括監 先ほど第2審で判示された売買契約書が本物であろうという推定について、法令解釈で誤りがあるということで民事訴訟法第318条により上告の申し立てができることとなります。そしてもう一つ、顧問弁護士

が指摘していますのは、そういった形で推定をするという判決文の中に、法律的な観点から見たときの理由が不備であるということで、これはそのものを重大な手続違反として民事訴訟法第312条により上告ができるというものがございいます。この上告と上告申し立て、2つの可能性があるという判断を顧問弁護士や訴訟代理人の弁護士からされているということがございいます。

○吉田勝廣委員 東京都の空爆の被災地はこれが全て焼かれてしまって、その訴訟に出てきたものと大体似ているものですから一被災地は立証がなかなか難しいので、結局は東京都あるいは区が管理するということになってどうにもならないという話を聞いたのですが、原告側の訴えの中にそういう沖縄戦関係はありましたか。要するに、証拠書類が整っているかどうかは、皆さんが言うように重大な手続違反で民事訴訟法の第318条と第312条があるわけですが、そういう戦争でなくなったという原告の訴えはなかったのですか。

○前田光幸財政統括監 これは原告側の控訴審における控訴理由書の中で述べていることなのですが、本件5筆の土地について特定が困難となった理由として、「基本的に沖縄の戦争において焼失した本県の各土地周辺に係る公図などがなかったためであって」という記述がございいます。そして、裁判の中ではこういったことを原告側に求めるのは原告としては受け入れられないといった趣旨の弁論があったところです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 皆さんはきのうも不明者土地の部分で、特別会計として県と市町村が管理をしているということで、基本的に測量を含めて調査をしながら真の所有者に土地を返していくという事業をやられているわけです。その事業を行う中で、真の所有者という定義はないと思うのですが、今のように契約書があって、その契約者が本物なのかどうか分からない。印鑑証明や周辺の聞き取りを含めて、契約書だけでは真の所有者としていかなものかということで上告していくわけですね。では、皆さんがいう真の所有者の定義というものはあるのですか。

○平敷昭人総務部長 第2審でも契約書の署名と印影が同一の姓になっていることなど、そういった推定できるものが発見された状況が、要するに古い書面

だということがあるのですが、顧問弁護士の意見でもありますが、例えば古いものだからこそ契約書一本だけで認定するのはリスクが大きいのではないかと、さらに、契約書以外の印鑑証明などの情報も従来であれば隣接地主の証言などをまとめて真の所有者という形で返還していたのですが、今回は契約書しかないものですから、古いものほどその周辺状況も確認するべきというのが基本的な考え方であり、仮にこの契約書だけで返した場合、県としては不明地主の財産を管理するという責務を担っているのです、その善管注意義務が逆に問われかねないのではないかと話にもなっております。

**○當間盛夫委員** この事案に関しても、契約書以外の周辺状況の聞き取りといった調査をしながらやっているという認識でいいのですか。

**○照屋敦管財課長** この件に関しては、主張をした者が立証する責任行為があるのですが、県もただ出してくださいと言うのではなく、今回の契約書の中に昭和14年に火災があったという記載がありますので、それについて公文書館や図書館などといったところで、そういった火災がなかったかということ独自に調査しましたし、登記簿をとって隣接地主をみずから探し当てて、そういう事実がなかったか、その人の所有だったかという確認をして、それが確認できなかったというような努力を県としてはしております。さらに、最高裁判所までいくのは今回初めてなのですが、過去の裁判事例をいろいろ調べて類型化したところ、基本的には県が負けたという判決ですが、それによって7割については真の所有者にお返ししております。今回は契約書のみの判断なのですが、その中の6割については隣接地主の証人等が出てきます。残りの3割については今回のような契約書といった物的なものが出てきます。そういうものを総合的に判断して、裁判の判決が出ているというところですが、今回は、売買契約書しかないということです。そして、高等裁判所までいったものが7件ありますが、そのパターンとしては、売買により所有権を取得し、その方のお父さんが亡くなり相続したと主張したパターン、また売買ではなくお父さんが亡くなり相続した土地だと主張したパターンがあります。その中で7件の判決が出ておりますが、所有権の取得原因の事実の主張・立証がないということや、その土地が所有者不明の土地として特定できない、主張を認めるに足る証拠書類が乏しい、また所有権がわかっていたら戦後の所有権確定作業のときになぜ申請しなかったのかということに合理的な理由が返ってこないなど、そういったいろいろな判断をした結果、7件については県が全て勝っております。



○**當間盛夫委員** 戦後70年でいろいろな書類関係も全て焼失しているということですが、国の事業の中でこれをやっているわけですから、管理している側からしたら真の所有者に渡すということは当然だと思っておりますし、上告をすると向こうも状況的なことを持つてくるはずでしょうから、その辺は皆さんも真摯に対応してもらいたいと思います。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 大体同じなのですが、ただ言い方として県が勝ったというのは少しおかしいと思います。これはきちんとした所有者を見つけるということが目的なので、県が勝つのが目的ではありませんよね。あくまでも真の所有者を見つけるのが仕事であって、皆さんは上告でも一緒に探していくということですよ。そして、この人が真の所有者であれば返すし、そうでなければきちんと探すということなのですよ。

○**平敷昭人総務部長** 勝訴や敗訴と言いますが、やはり真の所有者にお返しするのが目的です。その間の管理をすることが県の責任ということで、その裁判について真の所有者が見つければ当然お返しするということです。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。  
よって、乙第48号議案に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
どうぞ御退席ください。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**山内末子委員長** 再開いたします。  
議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより乙第48号議案上告及び上告受理の申し立てについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 異議なしと認めます。

よって、乙第48号議案は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月20日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子